

2019年10月31日（木）  
愛知県県民文化局県民生活部県民生活課  
消費生活相談・消費者教育グループ  
担当 近藤、辻本  
内線 5031・5036  
ダイヤル 052-954-6165

## — 消費者トラブル情報 —

〈あいちクリオ通信 2019年10月号 (No. 376) 〉

### 若者の定期購入トラブルが急増！ ～ 契約内容をしっかり確認しましょう ～

愛知県及び市町村の消費生活相談窓口には、インターネット通販で、「お試しのつもりで申し込んだら、実は定期購入だった」という相談が多数寄せられており、直近の半年間では、若者（30歳未満）からの相談が急増しています。（2018年4月～9月 63件、2019年4月～9月 307件）

#### 特徴

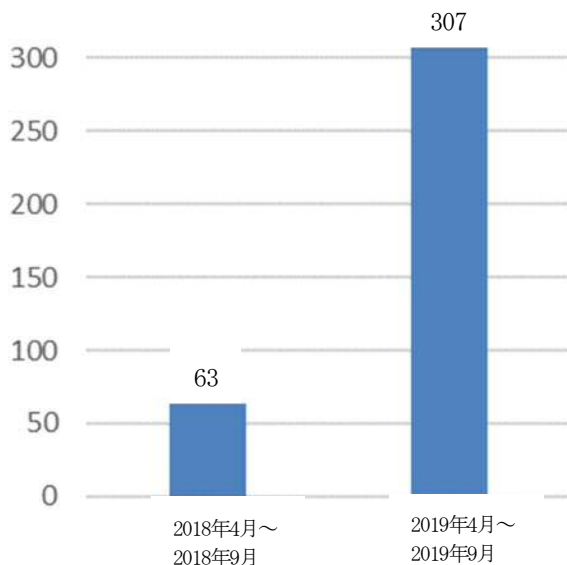
- 「お試し500円」など、通常価格よりも安い価格を強調して表示する一方で、「定期購入契約が必要」などの契約条件は、小さな文字で表示されたり、別の箇所に表示されるなど、契約内容を認識しづらい場合が多くみられます。
- 最近では、ニキビケア用品やダイエットサプリなど、若者に関心の高い商品が、「初回10円」など破格の価格に設定されるケースも増えており、未成年者が契約内容を確認しないまま、注文してしまうケースも目立ちます。

#### アドバイス

- 「初回お試し」や「1回だけ」といった価格が設定されている場合は、定期購入が条件となっている可能性があります。
- 商品を注文する時は、契約内容や解約条件・返品特約等をしっかり確認しましょう。
- 契約トラブルに遭ったり、不審や疑問に思った場合は、県又はお住いの市町村の消費生活相談窓口早めに相談しましょう。

#### ◆ 若者（30歳未満）の定期購入トラブルに関する相談件数

【集計時点：2019年10月23日】



◇ 消費者ホットライン

☎ 188（いやや！）

※ 身近な消費生活相談窓口につながります。